

愛知労働局 AICHI WISH 事業推進功労者特別表彰要領

(目的)

第一条 働き方改革により人材確保を図るための AICHI WISH 事業を推進するため、中小企業事業主に対し特に積極的に当事業の推進に取り組み、顕著な実績を上げている社会保険労務士を表彰し、その努力をたたえるとともに、これを一般に周知し、もって AICHI WISH 事業の一層の促進に資するものとする。

(表彰者)

第二条 表彰は、愛知労働局長が行う。

(被表彰者)

第三条 表彰は、次のいずれにも該当する社会保険労務士について行う。

- (1) 愛知県社会保険労務士会会員であること。
- (2) 働き方改革推進について深い理解と知識、熱意を持ち、事業主に対して働き方改革の必要性について丁寧な周知を行うとともに、具体的取組方法について働きかけ及び支援を行った結果、当該事業主が AICHI WISH 企業（星3つ以上）として認定されるに至ること。
- (3) 前項の事業主の得た星の合計が 15 以上となること。（例：「星3つの企業を5社獲得する」あるいは「星5つの企業を3社獲得する」等。）
- (4) 過去1年間において、社会保険労務士法に基づく懲戒処分手続きの対象とされていないこと。
- (5) 社会保険労務士事務所の事業主である場合、過去1年間において、当該事務所において労働関係法令に関して違反がないこと。
- (6) その他、法令上又は社会通念上、表彰にふさわしくないと判断される問題がないこと。
- (7) 過去に本表彰を受けたことがある者でないこと。

(表彰時期)

第四条 表彰は、原則として年1回、必要があると認められた時に行う。

(被表彰者の募集方法)

第五条 愛知労働局ホームページに募集要領等を掲載するとともに、愛知県社会保険労務士会の協力を得て周知を行い、被表彰者を募集する。

第六条 被表彰候補者は、愛知県社会保険労務士会の推薦を受けるものとし、「推薦書」（別添様式）を愛知労働局長に提出するものとする。

（被表彰者の選考及び決定方法）

第七条 被表彰者は、表彰選考委員会が選考した者のうちから、1年度あたり2名程度を上限として、愛知労働局長が決定する。

二 表彰選考委員会は、別に定める「愛知労働局長特別表彰選考委員会規定」による。

（表彰方法）

第八条 表彰は、表彰状を授与することによって行う。

（その他）

第九条 表彰にかかる事務は、愛知労働局雇用環境・均等部企画課において行う。

附 則 この要領は、令和元年5月29日から施行する。

愛知労働局 AICHI WISH事業推進功労者特別表彰 推薦書

年 月 日

愛知労働局長 殿

愛知県社会保険労務士会

標記表彰の対象者として、以下の者を推薦します。

ふりがな	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日生
所属事務所名	
所在地	

表彰対象となる活動内容

1 以下の事業所のAICHI WISH企業の認定に尽力した。

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

※事業所名とともに「雇用保険適用事業所番号」及び「★の数」を記載してください。

2 その他の功績

参考事項